

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

(目次)

- ◆高校生頑張る /
 - 子どもの声を国連へ……………1
 - 静岡・Think of Earth
 - 学校が好き? — 子どもの権利で改革を…2
 - ICU 高等学校祭スキット上演
- ◆社会見学型から意見表明型子ども国会へ…3
 - 第2回ネットワーク学習講座から
- ◆条約検証第8回「子どもVSおとな」…4
 - 北海道・子どもの権利実態調査から
- ◆すすむ地域の
 - 「子どもの権利条例」づくり ……6~8
 - 法学会「子どもの権利基本条例案」を基軸に
 - 初の「子ども参加・意見表明権」条例化・中野区
 - 「子どもの人権オンブズパーソン条例」
 - の制定・川西市

高校生頑張る

子どもの声を国連へ 静岡Think of Earthの活動から

萩山 淳生
(高校生)

子どもの権利条約について、街頭でアンケートしてみたところ、ナント九割の子どもが条約を知らないという事を知り、『これじゃヤバイ、せっかく子どものための条約があるのに、その条約を知らなければ何の意味もない』と思ひ、いろいろな所で話しあいをした。勉強会をしました。そのうちに、『みんなの声がこれだけあるなら、この声を全部まとめて大人達に届けたら、おもしろいだろう』と思った。声をどこに届けようか考えていた時に、政府レポートを読んで、『なんじゃこりや? 子どもの声が入ってないじゃん。それなら俺達が子どもの生の声を届けてやる』『よっしゃ届け先は、国連で決定!!』と、こんな風にどんどん活動は進んで行きました。

活動している時は、いろいろな事がありました。

夏休み中の、暑い時の街頭での声集めでは日射病になる奴が出たり、布が縫い終わるのかな? と心配になったり、英文レポート作成で、神経が衰弱しきって大変な思いをしりました。

あゝ、やってよかった、の瞬間

政治家の文教委員の人達に、レポート



「子どもの声」の旗

下地が3m×8mの大きな旗。子どもの意見が書かれた白い布(12cm×12cm)が980枚縫いつけてある。パッチェさん(中央)とラディーさん(右)は、旗に縫いつけた子どもの声に大いに感動。

トを持っていった時も、熱心に聞いてくれた人や、そうでない人など、いろいろいました。外務省にレポートを持って行った時は、快く受け取ってくれて「他の省庁にも配布しておきますか」と言ってくれたのは、嬉しかった事です。

と聞いた時に、「んーその前に、校則って何?」「こっちは自己を尊重するから校則なんてないし、余り不満は出ないと思う」と言われて驚きました。国連で対応してくれた、Pacエさんと、Rad iさんが、「日本の政府レポートを審査する時の重要な資料として使わせてもらいます」と言った時が『あゝ今までやってきてよかったな』と思った瞬間でした。

「学校が好き?」——子どもの権利で改革を」

—ICU高等学校祭「スキット」上演

小田 晴香（高校生）

九月一五、一六日に行われた国際基督教大学高校の学校祭で、私達三年選択授業の政経演習クラスは、「学校が好き?」子どもの権利で改革を」を発表した。「Education Now」

「Education Now」は一年間様々なテーマをとらえ続けてきた伝統のある企画で、今年は日本の教育のあり方を取り上げ、理想の学校像を描くことを目的とした。クラス全員の八人が自分の興味を持っている教育に関する分野をリサーチし、文部省への訪問、慶應義塾大学SFCオープン・カリキュラムへの参加、公立中学校へのアンケート調査、校内でのアンケート調査などを行い、莫大なる資料を集めた。そして出来上がったのが五〇ページのレジュメだ。これをもとにして今回のプレゼンテーションを行った。

一八歳ではじめて

条約知って、不満!

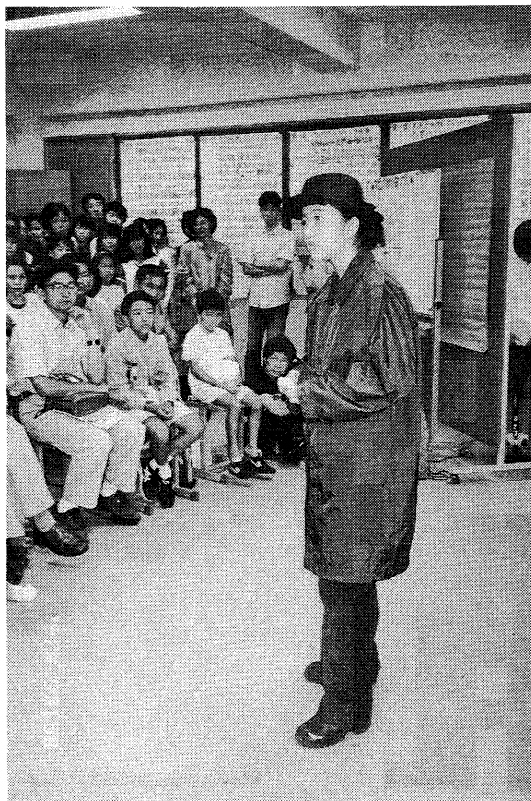
子どもの権利条約と初めて出会ったのもリサーチを通してだ。新聞記事、図書館に並ぶ本、そして先生のお話か

らこの条約に興味を持ち、調べることにした。リサーチを経て、この条約は今後の日本の教育を改革していく中で大いに役立てるべきものだと思つた。しかしそれ以前に、一八歳未満の子どもを対象とする条約の存在を一八歳の夏に初めて知ったことに不満を感じた。日本の政府はこの条約を批准してから十分な対応を取っているとは言えない。また、いじめによる登校拒否、校則

の問題、心の教育など、今話題となっている教育に関するあらゆる問題は日本のこの条約に対するより適切な対応により解決できるのではないだろうか。

グーブして違いが浮き彫りに
—日本、アメリカ、韓国の教室、
コルチャックのポーランドへ

これは私自身の教育改革案であり、他の七人もそれぞれ自分が調べた分野



高校生も熱演。多くの観客も真剣に見つめる。
(9月15日の劇から)

をもとに各自の改革案を持っている。そこで一つの理想の学校像を描くのはとても難しいことだと気付かされた。従って発表では調べたことを活用し、日本の教育の歴史に関するクイズとレジュメの要点をおさえる解決付きのスキットを上演した。スキットの最初のシーンでは現代の日本の公立中学校の様子を描いた。そこから主人公はワーブし、アメリカの生徒の積極的な参加を求める授業に迷い込み、第二次世界大戦中のポーランドに行きコルチャック先生から子どもの権利について学び、韓国の学校で日本と韓国の歴史教育内容の違いに驚かされる。

事前から新聞で取り上げられたということもあり、発表は三回とも立ち見があった。特に二回目の上演では観客が一〇〇名をこえた。私たちが学び、感じたことを発表する場に、これだけ多くの方々が集まって下さったのは光栄で、大変だったリサーチのやりがいをもたもや感じさせられた。また、レジュメを通して沢山の方々に、私達の調べたことや意見などが伝わることを願っている。

“社会見学型”から“意見表明権型”子ども国会へ

萩原 由美

七月二十九日、三〇日に参議院五〇周年記念行事として、「子ども国会」が行われました。新聞、テレビなどのマスコミの注目度も高かったこの行事、どのようにして実現されていたのでしょうか？そして、子どもが国会で発言したことは、今後どのような意味を持つていくのでしょうか？

九月十九日、千代田区立神保町区民館で開かれた第二回学習講座および子どもの権利条約プレフォーラム'97では、衆議院議員の肥田美代子氏、参議院議事課課長の橋本雅史氏により、「子ども国会」の実施について報告されました。この国会の企画、実現に直接関わってきたお二人、本音を交えたエピソードの数々が率直に語られました。

はじめの第一歩

「子ども国会」は、少ない予算と短い準備期間、先例のない行事を実現する困難という担当者にとっては、あまり恵まれない条件のなかで実行されました。実際、五〇周年記念のプロジェクトチームでは、二年前からこの案があったにも関わらず、人手がかかるこ

と、議場に議員以外はいれないなどの理由から実現にはつながらないままでいました。それを実現させたのは、「国立国際子ども図書館設立推進議員連盟」による実施要綱でした。それを提案したのが、肥田議員です。子どもの政治参加への熱意が動かしえたといえるでしょう。

一回限りのイベント「子ども国会」

こうして第一回目が行われた国会、はじめの第一歩を踏み出したという意味では大きな意義があるものとなりましたが、これはあくまで「一回限りのイベント」としての成功。高校生の参加、テーマの設定、議員の選出方法など多くの課題が残されています。何よりも、今回の国会で出された子ども議員の提案、意見は、参議院議員によって審議される機会が全く保障されていません。子どもが市民として政治に参加するまでには、まだまだ遠いといえます。今回の国会のような思い出づくりやイベント性の濃い「社会見学型」に対し、子どもの国政に対する参加を

保障する「意見表明権型」（喜多氏による）の国会を新たにめざしていくという意見が多くだされました。

意見表明権型子ども国会をめざして

行事として始まった子ども国会を意味あるものにするためには、「議員になる子どもが変わっても継続できるテーマの設定」「企画からの子どもも参加」参議院議員による子ども議員の提案への回答報告を義務づける「地方議会との連携による長期的な運用」など多くの提案がされました。

フランスやスロベニアなどにみられるように民間団体が支える方法もあります。また、世論による影響の大

きさも指摘されました。子どもたちが積極的に参加できる状況を大人がバックアップすると同時に、子どもたちがどのようにして参加するかが大切です。橋本氏の「最初はイヤな仕事を押しつけられたらと思っていたけれど、実現するに従って楽しくなってきた」の言葉は、とても印象に残りました。当事者になることの良さはここにあるのでしよう。

（ネットワーク運営委員）



子ども国会への熱い思いを語る
橋本雅史さん（参議院議事課課長）

条約〈検証〉第8回「子どもVSおとな」

意識のズレ！くつきり！・教職員・保護者と

北海道の「子どもの権利保障実態調査報告」より

松倉 聡史（旭川大学）

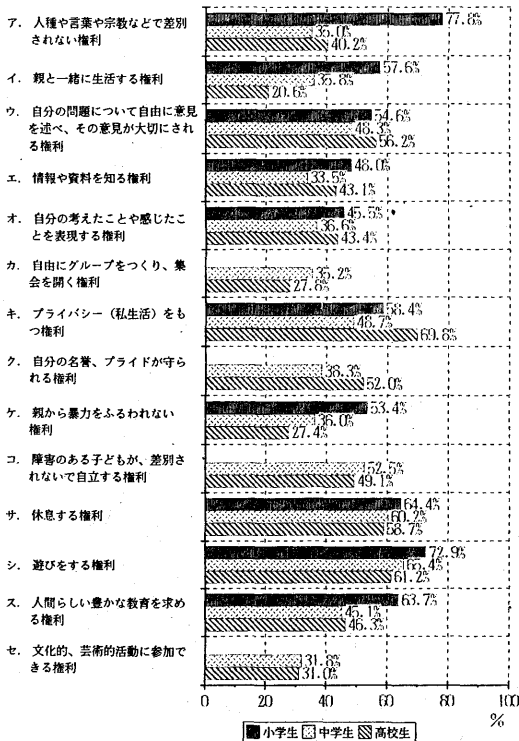
北海道教職員組合の教育調査政策研究室が一九九六年の六月～九月にかけて、全道の小学生、中学生、高校生、教職員、保護者の合計三、三五六人を対象に「子どもの権利条約と権利保障に関する実態調査」を行ない、この七月に詳細な解析をもとに報告書をまとめた。「子どもの権利条約」が批准され、学校現場や家庭、地域にどのように浸透しているか、子どもの権利保障の実態や大人の意識はどのように進展しているのかを調査した。以下、特徴的な事例を報告したい。

一 教師は学校現場で「子どもの権利条約」を十分に教えていない。

「子どもの権利条約」を教えたことがないと答えた教師は六七・四％にもなっている。教えたことがあるとす

る教師も条約の名称や批准されたことを話したり、ポスターを掲示して話した程度の「軽く教えたにすぎない」ものが、五五・八を占めている。教えたかった教師の理由は、「条約の内容がよくわからない」が四八・六％であり、「現実の学校教育に生かすのが難しい」が二一・二％にも達している。しかし、子どもが子どもの権利条約を知ったのは授業や学校の掲示などの学校での教育

図表Ⅰ 子ども向け
自分にとって大切な権利、使ってみたい権利は何ですか



活動を通じての場合が、小学生で五七・二％、中学生で八〇・九％、高校生で七七・〇％と圧倒的に多い。「子どもの権利条約」の広報義務（四一条）がいに、教師の理解と力量にかかっているかがわかる。ちなみに、「条約を知っている」と答えた子どもは小学生が九・八％、中学生が一四・六％、高校生が四四・八％であった。まだまだ「子どもの権利条約」の浸透が学校現場では低く、理解も浅いといわざるを得ない。

二 子どもが使いたい

権利と大人が

（子どもに）

行使させたい

権利には

大きな差がある。

「子どもの権利条約」が保障している具体的な権利で、使ってみたい権利を複数選択で回答してもらったところ、図表Ⅰのような結果になった。小学生は、一位が人種や言葉や宗教で差別されない権利で七七・八％、二位が遊びをする権利で七二・九％、三位が休息する権利で六四・四％を占めている。中学生では、一位が遊びをする権利で六五・四％、二位が休息する権利で六〇・二％、三位が障害のある子どもが、差別されない権利で五二・五％にのびた。高校生では、一位がプライバシー（私生活）を持つ権利で六九・八％、二位が遊びをする権利で六一・二％、

三位が休息する権利で五八・七％となっている。いずれにおいても、遊びをする権利と休息する権利が上位を占め、高い比率を示している。子どもにとって遊びと休息がきわめて強い要望としてあり、精神的なストレスや肉体的な疲れの多さのあらわれでもある。いわば、子どもが健康的に生活するための生存権的な要素としての性格を持っているといえるのではなからうか。

しかし、教師や保護者はそのようにはみていない、子どもに行使させたくない権利の調査によると図表Ⅱのとおり、教師では三位に遊びをする権利の五・四％が、五位に休息する権利の三・三％がきている。保護者では、二位に遊びをする権利の六・〇％が三位に休息する権利の四・八％がきている。教師や保護者にとっては、遊ぶことで勉強をしなくなる、休息することで怠け者になってしまうことを恐れているようだ。子どもと大人の権利行使に対する意識には、大きな差があるといえる。

三 集会・結社の自由

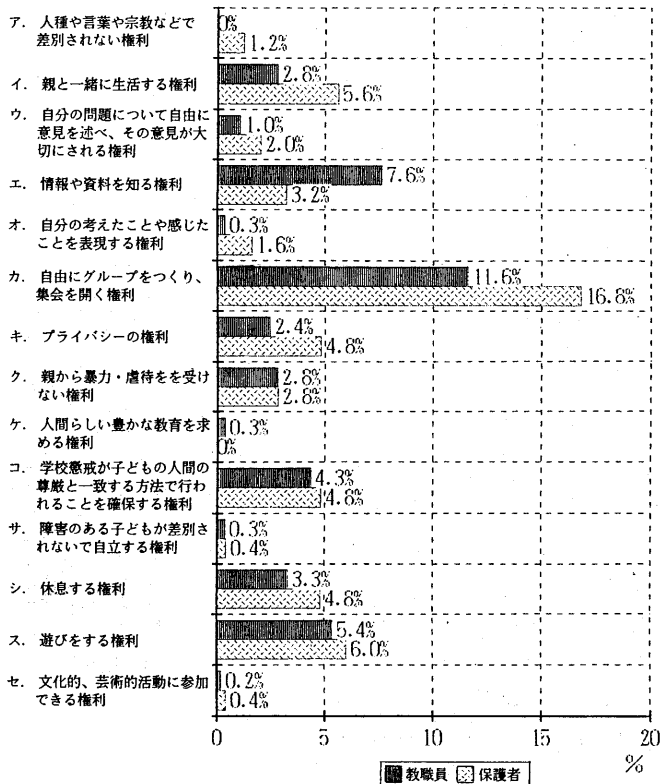
について大人は

最も警戒するが、

子どもは関心が低い。

図表Ⅱのとおり、教師・保護者にとって、子どもに使わせたくない権利で最も多かったのは「自由にグループをつくり、集会を開く権利」であった。教師一一・六％、保護者一六・八％。現

図表Ⅱ 行使させたくない権利(教職員・保護者向け)



代では、言論・出版等の思想・表現の「送り手」の地位がマスメディアに集中しており、集会・結社の自由の重要な意義が強調されているが、教師・保護者ともにそうした価値を認め、推進する意識が低いと言わざるを得ない。また、意見表明権とのつながりとしての集団的な権利としての意義や自治的な参加権としての意義、さらに民主主義の理解としても問題であらう。

これに対し、中学・高校生ともにこの権利を使ってみたいと選択したのは、両者とも一〇位以下という結果であった。た(中学生三五・二％、高校生二七・八％)。集団的な権利の民主主義的意義に対して、子どもの無関心、不信任が強いといえる。ちなみにこうした傾向は「生徒会(代表委員会)は学校生活をよくすることができると思えますか」という設問でもみられる。「思う」という答えは、中学生で一九・九％、高校生で二二・八％、「思わない」が中学生で三七・七％、高校生で五〇・九％、「わからない」が中学生で四〇・二％、高校生で三五・六％という結果であった。

四 いじめ体験や 学校にいきたくない と思う 子どもが多い。

いじめられた体験は小学生で三九・三%、中学生で三四・六%、高校生で四一・三%が「ある」という結果が出た。「ない」とする子どもたちはそれぞれ四〇～四五%であったが、「どちらでもない」が何らかのいじめに類似した行為であったとするとそれぞれ一四～一

七%台の数値も無視できず、かなりの被害の数値となっている。

学校に行きたくないと思ったことがある子どもも多く。小学生で四七・六%、中学生で六五・〇%、高校生で七六・二%にのぼっている。

五 学校現場の 教師の声

この調査では自由記述欄が多く、特に教師からの膨大な記載が寄せられた。

それらは教師のホンネと思われる率直な見解も多い。「パンフレットをもらったが、詳しく読んでいない」「正しく理解するための教材・時間を確保してくれ、現場も行政も世論もいまひとつ変わっていない」の声が多かった。また「権利が重視されているが、市民としての義務を同様に教える必要がある」とか、「現在の状況では、権利よりワガママと誤解する子が多いのでは」とか、「少年犯罪の増加・悪質化が進んでいる日本では、権利を与え続けることに不安を感じる」との見解もある。しかし、

「学校教育の適用に対し、学校、父母などのかかりあいのなかで理解を深めあう必要がある」「権利条約をてこに子どもの心の解放を含め、子どもの生活に必要なものを大人が考え直す時期にきている」とか、「従来からの教育観を考え、新しい学校像を主体的に模索する実践が今こそ必要である」などの積極的な見解もみられる。北教組は、今後も子どもたちの権利条約を柱に子どもたちの尊厳と権利を守り、伸びのびと生活し学習できる民主的な教育現場へと改善、改革を進めていく取り組みを行なおうとしている。

子ども地域の「子どもの権利条約」づくり

初の「子ども参加・意見表明権」条例化

——中野区「区民参加条例」の制定

東京・中野区は、今年三月二六日に、「中野区教育行政における区民参加に関する条例」（七頁上段を制定）、同年九月に「条例PRパンフレット」教育行政区民参加条例―区民参加の法的土台として」を発行した。

この条例の第四条一項には、次頁のような子ども参加・意見表明権に関する原理的規定が設けられた。

パンフレットには「区民参加におい

ては、「参加の権利主体としての子ども―『子どもの権利条約』を条例に」と見出しが付けられて、「権利主体としての子どもは、区民参加においても同様の立場にあることを確認しています」、子どもの権利条約は「意見表明権など自らの権利を行使する主体であるとする子ども観の転換を重要なポイントとしています」として、その趣旨を条例に取り入れたとされている。

川西市では「子どもの人権オンブズパー ソン条例」の制定へ

一九九七年九月二五日、兵庫県川西市教育委員会は、いじめや体罰などの問題に関して子どもたちの申し立てを受け、学校や地域、家庭で子どもの人権が守られているかを調べ、適切な対応策を検討する「子どもの人権オンブズパーソン」制度を来年度からスタートさせることを明らかにした。この制度では、面談や電話、書面でいじめが訴えられた場合、当事者や学校現場な

どから事情を聴き、第三者の立場から意見を表明する。過度の人権侵害があった場合は、是正申し入れや改善勧告を行うことができる。この制度の「検討委員会」会長の白石裕（京都大学教授）氏は、「制度的にはオンブズパーソンは市教委に属するが、どこまで独立性を保てるかがカギ」と述べている。（朝日新聞一九九七年九月二六日付、神戸新聞同年九月二六日付等参照）

条例資料 地域における子どもの権利条約実施の条例を！

中野区教育行政における

区民参加に関する条例——抄

(平成九年三月二十六日条例第十七号)

(目的)

第一条 この条例は、中野区の教育の分野における区民の主体的な取組を踏まえ、区民の意思が教育行政に適切に反映されるべきであるとの認識に基づいて、教育行政を推進するに当たっての区民参加の原則を確認し、もってより良い教育の実現を図ることを目的とする。

(区民参加の原則)

第二条 教育行政における区民参加（以下単に「区民参加」という。）は、次の原則に従い行われるものとする。

一 区民参加は、教育に関する問題について区民の意見を総合し、地域の意思の形成をめざして行われるものであること。

二 区民参加は、年齢、国籍等にかかわらず、すべての区民にその機会が保障されるものであること。

三 区民参加は、具体的な仕組み及び手続により保障されるものであること。

四 区民参加は、教育の政治的中立を尊重して行われるものであること。

(区民参加の仕組み)

第三条 区民参加の仕組みは、教育に関する施策又は事業の内容、性質、重要性等に応じ、審議会、協議会等の設置、公聴会、対話集会等の開催、意向調査の実施、その他の適切な形態及び方法によるものとする。

(区民参加における配慮事項)

第四条 区民参加においては、権利の主体としての子どもの参加と意見表明の機会が保障されるよう配慮されなければならない。

2 区民参加においては、区民が区の機関に対し、直接かつ個別に意見、苦情等を申し出ることができるよう配慮されなければならない。

3 前項の意見、苦情等については、区の機関において公平かつ責任ある方法で処理されるものとし、当該意見、苦情等を申し出た区民は、そのことを理由としていかなる差別的取扱いも受けないものとする。

(以下略)

日本教育法学会

「子どもの権利基本条例要綱案」——抄

第一章 子どもの権利を保障し

子どもを最優先に考える自治体宣言

1 … 市において子どもは、子どもの権利条約に則り、権利を享受しかつ行使する独立した人格を持った主体であること、および市民としての積極的な役割とパートナーシップを有する。

2 … 市においては、子どもの生活のあらゆるレベルで、子どもの権利条約に則った子どもの人権保障が基本条件とならなければならない。

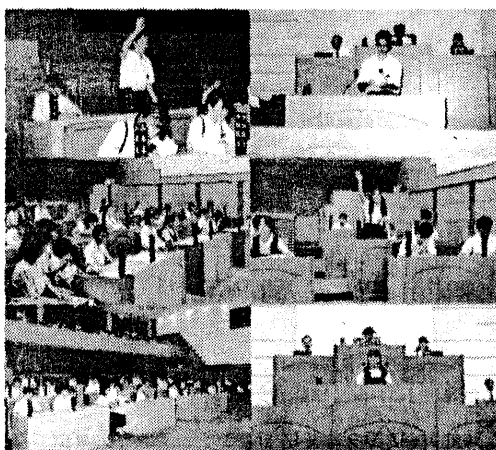
3 … 市は、子どもの権利条約に則り、地方自治権の及ぶ範囲で、あらゆる子どもに権利を現実的に保障し、子どもの意見表明と参加を基調とする、差別のないそして子どもの利益を最優先に考えた地域を形成する。

すすむ地域の「子どもの権利条例」づくり

—— 日本教育法学会「子どもの権利基本条例案」を基軸に ——

// フォーラム'97の焦点 //

中学生のための
子どもの人権ハンドブック



川西市教育委員会編

条約批准から三年。条約の理念を地域から実現していこう、という取り組みが各界から進められている。

とくに、地方自治体による条約の普及と実施への取り組みは目を見張るものがある。

子どもの人権連が一九九七年六月に発行した『自治体でとりくむ子どもの権利条約』（明石書店）には、人権連の調査に対して全国五〇三の自治体から回答が寄せられており、子ども施策や子ども参加、広報や条例化の動きについて紹介されている。

広報活動は、全国の自治体で、広報誌の他、独自の小冊子がつくられており、とくに、今年七月、兵庫県川西市教育委員会が発行した『中学生のための子どもの人権ハンドブック』は、本格的な子ども向け条約解説書として注目される（写真参照）。

また、日本教育法学会の「子どもの権利条約研究特別委員会」は、一九九三年より三年間かけて作成した「子どもの権利基本条例要綱案」を昨年来、公表してきた。同委員会はすでに解散しているが、今回の「子どもの権利条約フォーラム'97」のシンポジウムでは、この基本条例について旧委員会から改めて提案がなされ、条例の意義やあり方、「地域からの子どもの権利実現」の可能性などが議論されることになろう。すでに、関連した条例が中野区で制定され、東京都川西市、川崎市でも条例化の動きが始まっている。（六・七面参照）

『子どもの権利条約』No. 34
1997年10月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月・金曜日／午後1時～午後6時）

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 株第一プリント

季刊教育法

110号

2000円

教育基本法50年

憲法 中村純男 教育基本法 成嶋隆 児童福祉法
用材和之 文部省設置法 前田早苗 教育職員免許法
土屋基規 国立学校設置法 戸波江二 社会教育法
鈴木真理 博物館法 大畑哲 私立学校関係法 櫻井敬子
義務教育費国庫負担法 三輪定宣 へき地教育振興法
小島喜孝 政治的中立確保法 阪田仰 学校給食法・
日本学校給食会誌 新村洋史 地方教育行政の組織及び運営に
関する法律 内野正幸 学校保健法 竹内俊子 スポーツ
振興法 小笠原正 国立学校特別会計法 小川正人 大学の
運営に関する臨時措置法 藤田敦二 給与特別措置法・人材
確保法 佐藤修司 日本育英会法 高津芳則 日本体育・
学校健康センター法 喜多明人 生涯学習振興法 森田英生
宗教法人法 山口和孝 自治体条例 大島佳代子 読書
法令のない教育制度 下村哲夫
戦後教育立法史年表 本多正人

教育基本法50年 これまでとこれから

教育基本法の理念と目的（上） 平原春好

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
☎102 電話03-3234-4641

喜多明人の本

●好評既刊！ 定価本体二〇〇円（税別）
●十一月新刊
使おう！ 活かそう！
子どもたちの権利宣言
子どもの権利条約

子どもたちの権利宣言
子どもの権利条約

ポプラ社

〒160 東京都新宿区須賀町5
愛読センター/TEL03-3357-2211